

●香川県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成24年 4月1日	訪問看護ステーションシレーナ 丸亀市中府町4丁目12番20号	訪問看護ステーションシレーナ 丸亀市幸町1丁目4番10号	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町1丁目5番5号	訪問看護 介護予防訪問看護
平成24年 4月5日	田村クリニックケアセンターマリン 丸亀市幸町1丁目5番5号	田村クリニックケアセンターマリン 丸亀市幸町1丁目4番10号	医療法人社団田村クリニック 丸亀市幸町1丁目5番5号	居宅介護支援